

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 北海道開発局長の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 知事の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与（貸与可能な備蓄資器材については、各年度に更新公表される北海道十勝総合振興局帯広建設管理部ホームページの内容による）

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理団体は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

幕別町 水防管理者 (防災環境課長)	要請先	担当課	電話	消防本部	電話
	帯広市水防管理者	総務課	0155-24-4111	とかち広域 消防局	0155-26-9126
	音更町水防管理者	情報・防災課	0155-42-2111		
	池田町水防管理者	総務課	015-572-3111		
	豊頃町水防管理者	総務課	015-574-2211		
浦幌町水防管理者	総務課	015-576-2111			

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、法第22条の規定により水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

要請区分	要請先		要請者 (担当者)	根拠
	担当者	電話		
警戒区域への立入禁止等の措置	帯広警察署長 (警備課長)	0155-25-0110	消防署長	法第21条第2項
警察官の出動			水防管理者 (防災環境課長)	法第22条
警察官通信施設の使用			水防管理者 (防災環境課長) 消防署長	法第27条
避難・立退きの場合における措置			水防管理者 (防災環境課長)	法第29条

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行

うものとする。

第5節 国(帯広開発建設部、帯広測候所)及び 北海道(十勝総合振興局)との連携

1 十勝川外減災対策協議会等

町は、帯広開発建設部及び北海道(十勝総合振興局)が開催する十勝川外減災対策協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況については帯広開発建設部(帯広河川事務所、池田河川事務所)及び北海道(十勝総合振興局)とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

町は、必要に応じ「幕別町における災害応急対策支援に関する協定」に基づき幕別建設業協会に協力を求め、応急対策等の支援を得て水防活動を行うものとする。